中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書

平成29年3月14日

中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会

中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書

第1章	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・1
第2章	事実経過・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2-1	第一事案の事実経過
2-2	第二事案の事実経過
第3章	中部地方整備局の対応・・・・・・・・・・・9
3-1	事案発生前の対応
3-2	平成28年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画に基づく取組
3-3	第一事案発生から第二事案発生までの対応
3-4	第二事案発生後の対応
第4章	不正事案発生の要因・・・・・・・・・・・・・・25
4-1	コンプライアンス意識の大幅な欠如
4-2	「事業者等」との不適切な接触
4-3	不正を未然に防げなかった職場環境
4-4	入札契約等の業務上知りうる情報の漏洩
第5章	再発防止策・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2
5-1	職員のコンプライアンス意識の一層の醸成
5-2	「事業者等」との接触に関するルールの強化
5-3	風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり
5-4	入札契約関係の情報管理の徹底
5-5	再発防止策のフォローアップ
第6章	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・40

第1章 はじめに

平成28年9月30日(金)、中部地方整備局三重河川国道事務所の課長が、職務に反して入札に関する秘密情報を事業者に教示し入札等の公正を害する行為を行った見返りに、代金合計30数万円相当の飲食接待の供与を受けたことにより、収賄等の容疑で逮捕された(余罪を含め、以下「第一事案」という。)。

また、12月3日(土)には、北勢国道事務所の副所長が、本局道路部在籍中の平成23年から平成24年にかけて、職務に反して入札に関する秘密情報を事業者に教示し入札等の公正を害すべき行為を行った見返りに、商品券100万円相当の供与を受けたことにより、収賄等の容疑で逮捕された(余罪を含め、以下「第二事案」という。)。

相次いで職員が逮捕され、しかもコンプライアンスの保持の取組を率先垂範すべき管理職員が自ら不正行為に関わっていたことが明らかになったことは、国民からの信頼を大きく裏切るものであり、極めて深刻な事態である。中部地方整備局として、この事態に真正面から向き合うとともに、国民の税金を扱い、国民の負託に応える使命をもつ国の機関としての責任の重さを改めて自覚することが不可欠である。そして、あらゆる手段を尽くして、損なわれた国民からの信頼を回復していかなければならない。

「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」では、強い危機感を持って、従来のコンプライアンスに関する取組は十分であったか、不正行為を看過する組織の風土がなかったか、職員の倫理意識や情報管理のあり方はどうであったかを含め、徹底して不正事案発生の要因を考察し、二度と不正事案を起こさないための抜本的な再発防止策の検討を進めてきた。今般、二つの不正事案の事実経過や職員からの意見等の情報をもとに発生要因を整理し、再発防止策を取りまとめたので、ここに報告する。

平成29年3月14日

中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会 委員長 塚原浩一

第2章 事実経過

公判における供述や、職員本人からの聞き取り等により判明した両事案の 事実経過は、概ね下記のとおりである。

2-1 第一事案の事実経過

第一事案で逮捕された職員(以下「職員A」という。)は、昭和63年に旧建設省中部地方建設局(現在の国土交通省中部地方整備局)に採用された。専門分野は土木であり、採用以降、主に道路に関係する部署での勤務が多く、中でも道路の工事に関する職務を担うことが多かった。

平成14年8月に係長へ昇任し、名古屋国道事務所名古屋国道維持第一出 張所管理係長、名四国道事務所工務課設計第一係長、道路部道路工事課改良 第一係長等の職を務めた。聞き取りによれば、事務所の係長時代に、業務を 通じて第一事案の相手方事業者二社(以下それぞれ「甲社」「乙社」という。) の社員らとの面識はあったとのことであった。

その後、職員Aは、平成26年4月に岐阜国道事務所建設監督官に昇任した。建設監督官は、契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査等を担う職務であり、職員Aは、大垣市に所在する岐阜国道事務所大垣監督官詰所において勤務し、同事務所の管轄する道路工事を担当していた。

2-1-1 岐阜国道事務所建設監督官在職中の非違行為

聞き取りによれば、平成26年11月、職員Aは、民間企業に再就職していた元上司から飲食に誘われた。その元上司とは現役の時にたびたび飲食を共にするなど、公私ともに親しかったこともあり、事前にその場に甲社社員 a が来ることも承知していた上で、これに参加し、甲社社員 a と初めて飲食を共にした。その際、職員Aは自己の飲食代の支払いを行わなかったとのことであり、職員Aはこれについて、「(元上司か甲社社員 a の) どちらかが支払った。今となっては軽率だったと思うが、若いときから世話になった先輩だったので断れなかった。自分の隙であった。」と公判で供述している。これは国家公務員倫理規程に違反する疑いのある行為であった。

その後、職員Aは、甲社社員aからの誘いにより、平成26年12月にも飲食を共にし、以降、公判での供述によれば「飲み仲間のような感覚」で、甲社の社員らとの飲食を繰り返していった。

公判において明らかになった事実(以下「公判事実」という。)によれば、職員Aは、最初は互いに飲食代を支払っていたが、次第に、甲社社員aからの申し出を受け入れる形で、自己の飲食代を支払うことがなくなっていった。

また、職員Aからの聞き取りによれば、「自分の中で、罪悪感はありながらも、接待を受けてしまった。」とのことであり、飲食接待を受けることが国家公務員倫理規程に違反する行為であることは認識していた。また、公判でも、「最初は不安があったが、その後は自分の欲におぼれた。」と供述している。

公判事実及び聞き取りによれば、平成27年7月14日(火)、職員Aは、 名古屋市内の飲食店で、甲社の社員らから飲食の供応接待を受けたが、その 際に、他社が作成した技術提案書の提案内容を教示してほしい旨の依頼を受 けた。

公判事実によれば、甲社の社員らは、同時期に中部地方整備局が発注した 大規模な道路工事の入札において、利益率の低い1件の工事しか落札するこ とができなかったことから、同業他社の技術提案の内容を知りたいと考える ようになり、繰り返し飲食接待をしていた職員Aからであれば情報を入手で きるのではないかと考え、こうした依頼を行ったものである。職員Aは、建 設監督官として、契約図書に基づく工程の管理等の職務を担っており、大垣 監督官詰所には、職員Aや他の建設監督官が担当する道路工事にかかる技術 提案書が保管されていた。

職員Aは、甲社の社員らからの依頼を受け、公判事実によれば、7月下旬、 大垣監督官詰所に保管されていた技術提案書6冊を、DVD-R1枚に画像 複写し、その日のうちに、名古屋市内の飲食店において、当該DVD-R1 枚を甲社社員bに渡した。これは、職務上知ることのできた秘密を漏らす行 為であり、国家公務員法(守秘義務)に違反するものであった。

これについて職員Aは、聞き取りに対し、「悪いことだとは思っていたが、その時点で接待を受けてしまっていたので、断れなかった。職場で相談できる人もいなかった。言える場所がなかったし、仕事も忙しくて、話を聞いてもらうことができなかった。」と述べており、また公判においても、「技術提案書を渡した時に、一線を越えたと思った。断った時に、何か言われるのでは、告げ口などがあるのでは、と不安になった。」と供述している。

また、公判事実によれば、職員Aは甲社の社員らと飲食を共にしていた頃、同じ元上司からの誘いにより、乙社社員cとも飲食を共にした。聞き取りによれば、甲社、乙社ともに工事を受注していたので、両社の社員はたびたび大垣監督官詰所に立ち寄っていたとのことであった。

公判事実によれば、平成28年3月上旬頃、職員Aは、勤務していた大垣 監督官詰所において、乙社社員cから、他社が作成した技術提案書が欲しい 旨の依頼を受けた。なお、聞き取りによれば、その後、3月9日(水)に、乙社社員cから飲食接待を受けた。

職員Aは、公判事実によれば、3月中旬頃、乙社社員cからの依頼を受け、 大垣監督官詰所に保管されていた技術提案書14冊を、自らのスマートフォンに画像複写し、3月16日(水)、名古屋市内の飲食店において乙社社員cから飲食接待を受けた際、乙社社員cのパーソナルコンピュータに当該スマートフォンを接続して、技術提案書の画像データを複写させた。これらについては、国家公務員法(守秘義務)や国家公務員倫理規程に違反する行為であった。

職員Aの公判での供述によれば、「(乙社社員cと甲社社員aは) 仲が良く、 (職員Aが) 接待を受けていることを知っていると思い断れなかった。(乙社社員cとは) 1回しか飲んでいないのに渡したのは、技術提案書を貰っていることを(甲社社員aから) 聞いていると思ったから渡さざるを得なかった。」とのことであった。

2-1-2 三重河川国道事務所工務第二課長在職中の非違行為

その後、平成28年4月、職員Aは三重河川国道事務所工務第二課長に昇任した。工務第二課長は、同事務所が発注する道路工事の実施計画、予定価格の積算調書の作成等に関する職務を担っており、予定価格や調査基準価格等の入札に関する秘密を職務上知りうる立場にあった。

公判事実によれば、甲社の社員らは、三重河川国道事務所発注の「平成28年度23号田中川橋鋼上部工工事」(以下「田中川橋工事」という。)の入札に関し、当該工事の受注を有利にするために、引き続き職員Aを飲食接待することで、調査基準価格等の入札に関する秘密事項の教示を受けたいと考えた。そして平成28年7月頃、甲社社員aは職員Aに対し、名古屋市内の飲食店において、当該工事の予定価格等の教示を依頼し、更にLINEで、当該工事の技術評価点等の教示を依頼した。

この依頼に関して職員Aは、公判において、「取りたいので価格などを教えてくれと言われた。入札に参加してほしくないなと思った。正直不安しかなかった。それでも情報を出したのは、頻繁に接待を受けて親しい関係になっていたので、断れない状況になっていた。」と供述している。

聞き取りによれば、依頼を受け、職員Aはまず、三重河川国道事務所が開催した入札・契約手続運営委員会(以下「入契委員会」という。)に委員として参加した際、配布資料の記載から、田中川橋工事の参加事業者の技術評価点及び順位を把握した。委員会の配布資料では、参加事業者の社名自体はマスキング処理されていたものの、職員Aは聞き取りに対し、「委員会の際、本

店の所在地名が解ったため、順位を把握した」と述べており、本店所在地欄などの記載から甲社等の技術評価点や順位を推測できたとのことであった。

その後、公判事実によれば、職員Aは甲社社員bに対し、8月3日(水)頃、 LINEで、田中川橋工事の入札参加業者の技術評価点及び順位を教示した 上、8月10日(水)頃、名古屋市内の飲食店において、田中川橋工事の調査 基準価格が記載された設計内訳書等を渡すなどし、更に、8月16日(火)頃、 電話で、田中川橋工事の変更後の調査基準価格等を教示した。これにより、 8月22日(月)、三重河川国道事務所において執行された田中川橋工事の入 札において、甲社は、調査基準価格及び技術評価点等から算出した確実に落 札できる金額となる入札価格で入札して、田中川橋工事を落札した。

職員Aは、田中川橋工事の一般競争入札に関し、適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反して入札に関する秘密事項を教示して、入札等の公正を害すべき行為を行った。これは、国家公務員法(守秘義務)のみならず、刑法(公契約関係競売等妨害)や入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(以下「官製談合防止法」という。)にも違反する行為であった。

また、公判事実によれば、職員Aはこの間、6月30日(木)頃から8月22日(月)頃にかけて、田中川橋工事の調査基準価格等を不正に漏洩してほしいとの趣旨、及び不正に漏洩してもらったことの謝礼の趣旨であることを知りながら、甲社の社員らから7回にわたり、名古屋市内の飲食店において、代金合計約32万円相当の飲食の供応接待を受けた。これは、国家公務員倫理規程に違反するとともに、職務上不正なことをしたことに関し賄賂を収受する、刑法の加重収賄に該当する行為であった。

2-1-3 非違行為に対する処分等

平成28年9月30日(金)、職員Aは、三重河川国道事務所工務第二課長在職中の非違行為について、官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害及び加重収賄の容疑で、愛知県警に逮捕され、翌10月1日(土)に、三重河川国道事務所に家宅捜索が入った。職員Aは10月3日(月)付で中部地方整備局企画部付へ異動となり、その後、10月21日(金)に上記容疑で起訴され、10月24日(月)付で起訴休職となった。

さらに、職員Aは、12月6日(火)、岐阜国道事務所建設監督官在職中の 非違行為について、国家公務員法(守秘義務)違反の容疑で起訴された。

12月20日(火)に行われた第1回公判において、職員Aはこれらの起訴事実を全て認めた。その後、国家公務員倫理審査会の承認を経て、12月27日(火)付で国家公務員法に基づき懲戒免職となった。

2-2 第二事案の事実経過

第二事案で逮捕された職員(以下「職員B」という。)は、昭和58年に旧建設省中部地方建設局に採用された。専門分野は土木であり、採用以降、主に道路に関係する部署での勤務が多く、中でも道路の工事に関する職務を担うことが多かった。

2-2-1 紀勢国道事務所工務課長在職中の事業者との関わり

職員Bは、平成6年7月に係長へ昇任し、愛知国道工事事務所工務課工務 第二係長、道路部道路工事課舗装係長、紀勢国道事務所熊野尾鷲道路出張所 長等を経て、平成20年4月に紀勢国道事務所工務課長に異動した。

この時に、業務を通じて知り合ったのが、第二事案の相手方事業者(以下「丙社」という。)社員 d であった。当時、紀勢国道事務所が担当していた国道 4 2 号線紀宝バイパストンネル工事の受注者が丙社であり、丙社社員 d は 現場の所長を務めていた。職員 B からの聞き取りによれば、「地元住民との調整が難航していたが、(丙社社員 d は) 地元対応を本当にうまくやってくれた。この人に任せておけば大丈夫だと思った。」との認識であった。

2-2-2 道路部道路工事課在職中の非違行為(紀宝トンネル工事)

平成21年4月、職員Bは道路部道路工事課長補佐に異動し、企画部技術管理課に併任となり、中部地方整備局が発注する直轄国道等に関する工事の施工、予定価格の積算調書の作成、入札及び契約の技術的審査等の職務に従事することとなった。これ以降、職員Bは、予定価格や調査基準価格等の入札に関する秘密を職務上知り得る立場にあった。

聞き取りによれば、平成21年6月頃、職員Bは丙社社員dから、当時中部地方整備局で発注を予定していた平成21年度42号紀宝BP紀宝トンネル工事(以下「紀宝トンネル工事」という。)について、丙社で受注したい旨の意向を聞かされたとのことであり、12月上旬頃、丙社社員dから紀宝トンネル工事の入札に関する秘密情報の提供依頼を受けたとのことであった。その際、丙社社員dからは「お礼します」との発言があり、金品の贈与を示唆されたとのことであった。

職員Bは、依頼を受け、業務を通じてよく知っている丙社社員 d に紀宝トンネル工事を任せたいと考え、平成22年2月中旬頃、中部地方整備局本庁舎の1階ロビーにおいて、丙社社員 d に対し、紀宝トンネル工事の入札にかかる秘密事項を漏洩した。具体的には、聞き取りによれば、事前に調査基準価格と加算点から算出した丙社が確実に落札できる価格を頭に入れ、丙社社

員から入札予定価格について確認を求められると、その価格であれば丙社が落札できる旨の回答を行ったとのことであった。これにより、2月19日(金)に開札された紀宝トンネル工事を、丙社が落札した。

職員Bのこの行為は、適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、 その職務に反して入札に関する秘密事項を教示して、入札等の公正を害すべ き行為を行ったものであり、国家公務員法(守秘義務)のみならず、刑法(公 契約関係競売等妨害)や官製談合防止法にも違反する疑いのある行為であっ た。

さらに、聞き取りによれば、上記秘密事項の漏洩の際、職員Bは丙社社員dから、お礼をしたいので住所を教えてほしいと言われ、教えたとのことであった。職員Bはこれについて、「住所は自分がメモ帳に書いて渡した。大したものは贈られてこないと思っていた。まあいいか、工事も取れたのだし、というのは正直あった。」と述べている。

そして、3月13日(土)頃、職員Bの自宅へ100万円相当の商品券が郵送され、職員Bはこれを受領した。聞き取りによれば、「返さなきゃいけないと思って電話したが、現場経費で出すから問題ないと言われた。お世話になったので、これを貰ってもらわないと、こちらも気持ちが収まらない、絶対会社にばれないと言われて、大丈夫かなと思ってしまった。」とのことであった。職員Bのこの行為は、国家公務員倫理規程に違反するとともに、刑法の加重収賄に該当する疑いのある行為であった。

なお、公判(証拠調べ)での検察官説明と、本人からの聞き取りによれば、職員Bは丙社社員dからさらに、「紀宝トンネルが貫通した平成23年2月頃に30万円分、紀宝トンネルの完成検査時の平成23年9月頃に30万円分の商品券を郵送で受領した。」とのことであった。

2-2-3 道路部道路工事課在職中の非違行為(古里トンネル工事)

聞き取りによれば、平成23年9月頃、職員Bは丙社社員dから、当時中部地方整備局で発注を予定していた「平成23年度紀勢線古里第1トンネル工事」(以下「古里トンネル工事」という。)について、丙社で受注したい旨の意向を聞かされたとのことであり、10月下旬頃、丙社社員dから古里トンネル工事の入札に関する秘密情報の提供依頼を受け、平成24年1月中旬頃、中部地方整備局本庁舎の1階ロビーで、丙社社員dに対し、古里トンネル工事の入札に関する秘密事項である、技術提案の加算点等から算出した丙社が確実に落札できる上限金額を教示したとのことであった。

職員Bはこの時の経緯について、「また貰えると思ってロビーに行った。2

回目は確かに期待していた。古里第1トンネルは現場も難しい工事だった。 (丙社社員 d が) 古里第1トンネルも私がやりますと言ったので、工事の知識や現場対応を見ていたので、この人なら大丈夫だと思って教える気になってしまった。」と述べている。

その後、1月24日(火)に開札された古里トンネル工事を丙社が落札し、 公判事実によれば、2月上旬頃、職員Bは、丙社社員dから郵送により10 0万円相当の商品券を受け取った。

職員Bのこれらの行為は、紀宝トンネル工事にかかる行為と同様に、国家公務員法(守秘義務)や国家公務員倫理規程のみならず、刑法(公契約関係競売等妨害、加重収賄)や官製談合防止法にも違反する疑いのある行為であった。

なお、公判(証拠調べ)での検察官説明と、本人からの聞き取りによれば、職員Bは丙社社員dからさらに、「古里第1トンネルの完成検査後の平成25年3月末頃に30万円分の商品券を郵送で受領した。」とのことであった。

2-2-4 非違行為に対する処分等

職員Bは、その後、平成24年4月に中部技術事務所副所長に昇任し、平成27年4月からは北勢国道事務所副所長の職にあった。

平成28年12月3日(土)、職員Bは、道路部道路工事課長補佐在職中の古里トンネル工事にかかる非違行為について、官製談合防止法違反及び加重収賄の容疑で、愛知県警に逮捕され、翌12月4日(日)に、中部地方整備局本局及び北勢国道事務所に家宅捜索が入った。職員Bは、12月5日(月)付で中部地方整備局企画部付へ異動となり、その後、12月22日(木)に上記容疑で起訴され、12月26日(月)付で起訴休職となった。

さらに、職員Bは、平成29年2月17日(金)、紀宝トンネル工事にかかる非違行為について、加重収賄の容疑で起訴された。

3月3日(金)に行われた第1回公判において、職員Bはこれらの起訴事実を全て認めた。その後、国家公務員倫理審査会の承認を経て、3月14日(火)付で国家公務員法に基づき懲戒免職となった。

第3章 中部地方整備局の対応

3-1 事案発生前の対応

国土交通省では、工事の発注をめぐり、過去に不正事案が発生してきたことを踏まえ、累次にわたり再発防止策を講じ、対策の強化を図ってきた。

中部地方整備局においても、局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制に取り組んできた。また、発注者綱紀保持の観点から、「中部地方整備局発注者綱紀保持規程(以下「発注者綱紀保持規程」という。)」を制定・施行するとともに、職員ひとり一人が関係法令を正しく理解した上で業務を適正に行うことを目的として、「中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を毎年度策定し、研修や講習など職場での啓発活動等を繰り返し実施していた。

3-2 平成28年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画に基づく取組

平成28年3月に、「平成28年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、平成28年度における中部地方整備局としての取組を以下のとおり実施してきた。

3-2-1 コンプライアンス推進体制

中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進・保持を効果的・効率的かつ自律的に推進するため、本局及び全ての事務所・管理所(以下「事務所等」という。)にコンプライアンス推進室を設置し、コンプライアンス推進体制を構築している。

また、外部有識者で構成される中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会において、コンプライアンス推進計画等の改善に向けた意見、提言を受けながら、コンプライアンスの推進に取り組んでいる。

3-2-2 職員のコンプライアンス意識の醸成・堅持

職員がコンプライアンスに関する研修、講習会等を繰り返し受けられる体制を作り、コンプライアンス意識の醸成・堅持を図る。

(1) コンプライアンス・ミーティングの実施

コンプライアンス・ミーティング (コンプライアンス意識の醸成やコミュニケーションの強化を図るため、参加する職員間で意見を出し合う会議) について、より理解が深まるようテーマ設定及び実施方法を工夫して実施する。

(2) 研修における講義の実施

職員向け研修に、コンプライアンスに関するカリキュラムを設け、関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時のリスク等についての講義を実施する。

(3) 発注者綱紀保持に関する講習会の実施

発注者綱紀保持について、事務所等単位での講習を実施してきている。また、幅広い知識の習得を図るため、公正取引委員会に依頼し、「官製談合の防止について」の講習会を事務所等単位で開催する。

(4) 公務員倫理保持に関する講習会の実施

国家公務員倫理法や国家公務員倫理規程について幅広い知識の習得を図るため、外部講師による講習会を本局で開催する。

(5) e-ラーニングの実施

コンプライアンスに関する正しい知識と理解を深めるため、職員が自席 においていつでも必要な知識を習得することができる e-ラーニングを実施 する。

(6) ブロック会議等での講習の実施

国土交通大学校のコンプライアンス指導者養成研修を受講した職員(コンプライアンス・インストラクター)により、ブロック単位等で開催される会議において、コンプライアンスの重要性についての講習を実施する。

(7) コンプライアンス不祥事情報等の提供

コンプライアンス意識の啓発を促すため、不祥事事例などの情報を適宜 事務所等に提供する。

(8) 本局幹部職員による事務所等職員とのコミュニケーションの充実 本局幹部職員の事務所等視察時において、事務所等職員とのコミュニケーションの充実を図る取組を継続して実施する。

3-2-3 事業者等との適切な対応

(1) 事業者等との応接ルールの周知・徹底

事業者等との応接にあたっては、公正かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うものとし、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応することを周知・徹底を図る。また、同様の趣旨から、事務所の副所長室を相部屋化する。

3-2-4 不正が発生しにくい入札契約手続きと情報管理

(1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、入札契 約に関する情報の分散化を図るとともに、その情報を知る職員の数を限定 し、情報漏洩の防止を図る取組を実施する。

(2) 入札書と技術資料等の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し

「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」(平成26年2月6日大臣官房地方課長、技術調査課長、官庁営繕部計画課長通知)(以下「高知談合を踏まえた本省通知」という。)に基づき、分任官(事務所)発注の一般土木C等級(※)の工事において、入札書と技術資料等を同時に提出させる方式(以下「同時提出方式」という。)を適用することで、技術評価点漏洩の防止を図ってきている。併せて予定価格の作成を入札書提出後に行うことで、予定価格漏洩の防止を図る取組を実施する。

※ 地方整備局が発注する工事において、工事種類、規模により定めているもの

(3) 技術提案書等におけるマスキングの実施

入札参加事業者名を知る職員の数を限定するとともに、特定の事業者に 対する不公正な評価及び情報漏洩の防止を図るため、事業者から提出され る技術資料等に記載された事業者名を推測できる箇所のマスキングを徹底 する。

(4) 情報管理の体制の確保

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の 秘密情報に関する管理方法や管理責任者の指定等、発注事務に関する情報 管理ルールの周知・徹底を図る取組を実施する。また、秘密情報が含まれる 文書の保管にあたり、電子データとして保管する場合には、アクセス制限、 パスワード管理等のセキュリティの強化に取り組む。

3-2-5 コンプライアンス推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

推進本部会議において、各事務所等のコンプライアンス推進責任者である事務所長等から取組状況に関する報告の聴取を行うなどにより、コンプライアンス推進計画のモニタリングを実施してきている。また、報告された内容を各事務所等のコンプライアンス推進責任者と情報共有する。

(2) 事務所等毎の応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑制効果の一端を担う観点から、事務所 等ごとに年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表し、 透明化・情報公開の強化を図る。

3-2-6 報告制度の周知

(1) 不当な働きかけに対する報告

事業者等から不当な働きかけに該当する行為を受けた場合、もしくは職員が組織内の不正行為に気づいた場合などには、報告することを職員に周知する。

(2) コンプライアンス外部報告窓口の周知

不正行為に気づいた職員が報告しやすいように設置しているコンプライ アンスに関する外部報告窓口(弁護士)を職員に周知する。

3-2-7 従来の再発防止対策の周知

事業者団体との意見交換等の機会を通じて、従来の再発防止対策の趣旨、内容及び中部地方整備局におけるコンプライアンスの取組について周知し、理解を求める取組を継続して実施する。

3-2-8 監査機能の充実

事務所等におけるコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止の取組状況を重点監査事項に位置づけ、内部監査を実施する。

3-3 第一事案発生から第二事案発生までの対応

3-3-1 検討委員会の設置及び検討(第1回、第2回)

平成28年9月30日(金)、職員Aが収賄等の容疑で逮捕され、翌10月1日(土)に、三重河川国道事務所に家宅捜索が入ったことを受け、10月3日(月)に、中部地方整備局は、緊急幹部会及び緊急事務所長会議を開催し、所属職員の綱紀粛正、コンプライアンスの保持について徹底した。また、外部の有識者の参画を得て、「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置した。

検討委員会は、このような事案を二度と発生させないようにするための改善措置等を検討することを目的とし、まずは、これまでの取組の点検と管理の徹底を図るための当面の取組について検討を進めた。

(1) 第1回検討委員会(平成28年10月11日(火))

第一事案の概要を踏まえた当面の課題について審議を行った。

「主な意見等〕

- ・これまでの綱紀粛正・コンプライアンスの保持に関する取組は十分 であったか。
- ・管理職員ひとり一人に綱紀粛正・コンプライアンスの保持の考え方 が十分に浸透していたか。

- ・事業者との付き合い方を安易に理解していたのではないか。
- ・予定価格及び評価点の情報管理が十分であったか。 等
- (2) 第2回檢討委員会(平成28年10月31日(月))

第一事案を踏まえ、速やかに実施すべき当面の取組について審議を行った。

「当面の取組〕

- 1. コンプライアンスに関する緊急点検
 - ①コンプライアンス推進計画に基づく取組の点検 コンプライアンスの推進については、これまでも毎年度策定するコンプライアンス推進計画に基づいて取り組んできたところであるが、今回の事案を受け、コンプライアンス推進計画に基づく取組のうち、特に職員のコンプライアンス意識の醸成・堅持を目指す取組が、現場においてどのように実施されていたのか、職員ひとり一人に届く取組となっていたのか、また、成果はどうだったか、問題点を抱えていなかったか等を点検する。
 - コンプライアンス・ミーティングの取組
 - •e-ラーニングの実施
 - ・コンプライアンス・インストラクターの活用
 - ・コンプライアンス不祥事情報等の活用
 - ・発注者綱紀保持ハンドブックの活用 等
 - ②利害関係者との間におけるルールに関する理解度の点検 利害関係者との間における禁止事項及びそれに違反した場合 の処分等について、個々の職員にどのように理解されているか、 e-ラーニングを通じて点検する。
 - ③管理職のコンプライアンス保持の認識等を点検 管理・監督者の立場である管理職ひとり一人にコンプライアン ス保持の考え方が十分浸透していたのか、特に利害関係者との間 におけるルールや情報管理の重要性が十分理解され実行されて いるか、聞き取り調査を通じて点検する。
- 2. 情報管理の徹底を図るための取組
 - ①工事発注や契約業務を担当する管理職等を対象としたコンプライアンス講習会の実施

今回の事案が、より倫理観を高く持つべき管理職によるものであることを踏まえ、早急な取組として、工事発注に係る積算、審査・評価及び契約業務を担当する管理職等を対象とし、情報管理の重要性や公務員倫理等に関するコンプライアンス講習会を実施する。

②入札手続きにおける情報管理の徹底

入札の公正をより確保する観点から、入札手続きにおける情報 管理の徹底を図る。

「主な意見等〕

- ・これまでの取組がコンプライアンス意識を職員に十分浸透させ、 不正行為を未然に防ぐ観点から見て十分であったのか、改めて 顧みることが必要。
- ・今回の事案を踏まえ、情報管理の徹底を図る取組としてのコンプライアンス講習会の実施、マスキングなど入札手続きにおける情報管理の徹底は、いずれも必要な取組であり、すぐに実施していくべき。
- ・コンプライアンスの取組は、職員の気づきや振り返りの機会と なるので、愚直なまでに継続していくべき。 等

3-3-2 入札手続きにおける情報管理の徹底

入札の公正を確保する観点から、平成28年11月1日(火)に本局指示により入札手続きにおけるマスキング等の情報管理の徹底を図った。

3-3-3 三重河川国道事務所等における緊急点検

(1) 点検の項目・対象等(平成28年11月10日(木))

第一事案が起きた三重河川国道事務所等において、コンプライアンス推進計画に基づく取組を現場でどのように実施していたのか、職員ひとり一人に届くものとなっていたか等を点検した。また、管理職員に、コンプライアンス保持の考え方が十分に浸透していたか、聞き取り調査により点検した。

(2) 結果

①コンプライアンス推進計画に基づく取組

コンプライアンス・ミーティング、e-ラーニングによるセルフチェック、コンプライアンス不祥事情報の活用など、職員のコンプライアンス意識の醸成・堅持を目指す取組自体は、ほぼ全ての職員を対象に実施していた。

②管理職員のコンプライアンス保持の認識等

「利害関係者との間における行動のルール」や「発注事務に関して保持すべき秘密情報」については、概ね理解されていることを確認した。 但し、国家公務員倫理規程と発注者綱紀保持規程との混同や、理解の程度について個人差があることも確認できた。

3-3-4 三重河川国道事務所等におけるコンプライアンス講習会の実施

今回の不正事案は管理職員が起こしたものであることを踏まえ、管理職員等を対象に、公務員倫理や情報管理の重要性について改めて認識させることを目的に、平成28年11月11日(金)及び14日(月)に三重河川国道事務所等でコンプライアンス講習会を実施した。

3-3-5 検討委員会による検討(第3回)

(1) 第3回検討委員会(平成28年11月15日(火))

第一事案が起こった三重河川国道事務所等の緊急点検結果を踏まえ、審議を行った。

[主な意見等]

- ・国家公務員倫理規程と発注者綱紀保持規程などのルールについて、更に細かい所までの理解を徹底していく上で、e-ラーニングや対面での講習などを繰り返しやっていくことが重要。
- ・ルールを分かっていても、人としての弱さにつけこまれることが起こりうるので、それを少しでも回避できる環境やシステムづくりも大事。 等

3-4 第二事案発生後の対応

3-4-1 緊急幹部会議、職員集会、所属会議の開催

(1)概要・実施状況(平成28年12月5日(月)~21日(水))

平成28年12月3日(土)、職員Bが収賄等の容疑で逮捕され、翌12 月4日(日)に、本局及び北勢国道事務所に家宅捜索が入ったことを受け、 中部地方整備局は、12月5日(月)に局幹部、事務所長を招集し、緊急幹 部会議を開催した。

局長から「この事態を他人事とすることなく、私たちひとり一人が重く受け止め、綱紀粛正、コンプライアンスの保持を徹底する」旨の訓示を行い、職員に向けたメッセージを発出した。また、局幹部及び事務所長等に対し、「各部署において緊急職員集会を開催し所属職員へ周知徹底を行うとともに、緊急所属会議を実施すること」を指示した。会議の中で出席した幹部職員からも再発防止に向けた意見が出された。

各所属においては、直ちに緊急職員集会を開催し、局長訓示を全職員に 周知した。また、緊急所属会議を開き、綱紀粛正・コンプライアンス保持 を徹底するとともに、ルールの再認識及び再発防止に関して意見交換を実 施した。

【局長から職員へのメッセージ】

職員の皆さんへ

12月3日(土)、中部地方整備局の幹部職員である北勢国道事務所の 副所長が逮捕されました。現時点では詳細な事実関係が不明ですが、本 局道路部在籍中の平成23年から平成24年にかけて、職務に反して秘 密事項を教示し入札等の公正を害すべき行為を行った見返りに、商品券 100万円相当の供与を受けたという収賄等の容疑です。改めまして、 国民の皆様に心よりお詫びいたします。

先般、三重河川国道事務所の職員が逮捕されるという事案が発生したばかりです。そこから間もない中で、重ねて当整備局の職員が逮捕され、かつ事務所副所長という幹部職員の逮捕であること、更に組織全体の要となる本局においてこうした事態が起こったことは、中部地方整備局に対する国民からの信頼を裏切るものであり、私としても大変重く受け止めております。私たちの仕事は、国民からの信頼無しには成り立たないものであり、損なわれた信頼の回復に向け、強い危機感を持って、全力で取り組んでいかなければならないと決意しております。

私たちひとり一人が、国民の税金を扱い、同時に国民の負託に応える使命を持つという国家公務員としての原点・責任の重さを、改めて自覚し、見つめ直さなければなりません。この事態を決して他人事にせず、自らの事として私たちひとり一人が重く受け止め、綱紀粛正・コンプライアンスの保持を徹底するとともに、職場において欠けているものがなかったか、職員の皆さんにも私と共に考え、共に行動していただきたいと強く思います。

職員の皆さん、こうした事態に対して、意気消沈し下を向いているわけにはいきません。この危機に真正面から向き合い、中部地方整備局がより高い倫理意識を持つ組織となるための契機としていきたいと思います。そして損なわれた国民からの信頼を回復していかなければなりません。このような心構えを胸に刻んで、地域に期待されている仕事に携わる誇りと信念を持って、国民の負託に応えるべく、真摯に業務に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。

【局長指示】

綱紀粛正・コンプライアンス保持の徹底について 緊急的な取組として、速やかに以下を実施されたい。

- 1 本会議終了後速やかに、各部・事務所において緊急職員集会を 開催し、
 - 事案概要
 - ・職員の皆さんへ

について、全職員に対し部長・事務所長より周知徹底を行うこと。

2 職員の綱紀粛正・コンプライアンス保持の徹底のため、各所属 においてコンプライアンスに関する緊急所属会議を速やかに実施 すること。

さらに今後、コンプライアンス遵守に関する緊急点検など、原因究明 と再発防止のための取組を強力に進めることとする。

(2) 緊急所属会議で出された職員からの意見等

緊急所属会議は、期間業務職員を含む全職員を対象に自由討論形式で実施し、職員が感じている幹部職員の倫理意識、事業者との飲食や応接、職務環境、入札契約等の情報管理に関する職場の意見が出された。以下に主な意見を示す。

① より高い倫理意識が求められる幹部職員による不正事案であったことに関する意見等

(幹部職員への指導を強化すべき、実感がわかない人がいる、不正事案のいきさつを職員に周知すべき 等)

- ・今回の事案が職員を指導すべき管理職員の非違行為であった点を重く受け止めるべき。
- ・幹部職員に対する指導の強化。
- ・不正を起こしやすい幹部、管理職はもっと真剣に考えるべき。
- ・不祥事を起こすのは幹部が多いが、幹部の問題とせずに全体の問題にすり替えることで、問題意識を希薄化させ、幹部への対策が何もないまま、 他人事と思っているような幹部による不祥事が繰り返されている。
- ・これまでも繰り返しコンプライアンス・ミーティングを行ってきたのに もかかわらず、このような事件が起きた。個人の資質の問題であり、こ のような所属会議を実施しても防げない。
- ・この不祥事でも、自分に何かがあるわけでないため、実感がわいていない人が多いのではないか。

・今回の事案に関し、事件の内容は報道で知ることはできるが、どのよう な背景で事件に発展したのか周知すべきである。いきさつを知ることで、 今後の対策にも繋がるのではないか。 等

② 事業者等との飲食や応接に関する意見等

(事業者との付き合い方のルールを強化すべき、日々のやりとりを通じて事業者と親密な関係になる可能性がある、業界にも不当な働きかけをしないように要請すべき 等)

- ・業者との付き合い方についてより具体的なルール化が必要。
- ・世間から疑いの目を向けられるので、利害関係者との飲食は全面禁止と したらどうか。
- ・コンプライアンス教育は勤務時間内でのルール作りが主体であり、勤務 時間外での利害関係者との付き合い方の指導を強化すべき。
- ・「業者とは付き合うな」では現場は混乱する。一定の距離感を保ちながら 法令遵守することが重要であることを認識するのが大切。
- ・官署によっては業者の執務室への出入りが多く、業者との応接について 苦慮している。
- ・多数の業者と対応する環境に置かれることがあり、日々のやりとりを通じて特定の業者の担当者と親密な関係になる可能性がある。
- ・公務員側が気をつけることも大事だが、業界にも不当な働きかけをしな いように要請すべき。

③ 職務環境に関する意見等

(指示に応えてくれた事業者への心情が生まれてしまったのではないか、上司の事は部下からは通報しにくい等)

- ・事業を進める中で、事業者に対して恩義を感じるような業務のさせ方、 処理のさせ方をしているような事業執行はなかったか、現場で一緒になって働いて連帯感が生まれたのか、職員からも業者に対して無理なこと をお願いすることで、貸し借りのような状況となり、そこが不正の端緒 となる。
- ・業務を優先するあまり、膨大な発注や業者への困難な指示をせざるを得ず、それに応えてきた業者からの要求には断りきれない心情が生まれて しまったのではないか。
- ・業者に対し、現場見学会の開催などを過度にさせているケースがあり、 「お世話になっている。」、「借りができた。」と感じてしまうことが発端 となり、そこから癒着が生まれる可能性がある。こちらから「借り」を

作らないことが第一ではないか。

・上司が疑わしい行動をしていたとしても、どこかで内部報告者の情報が漏れ、不利益を被ることにならないかと考え、部下からは通報窓口へ相談や通報はしにくい。通報制度はあるが、機能していないのではないか。等

④ 入札契約等の情報管理に関する意見等

(同時提出方式を拡げるべき、技術提案書の管理を強化すべき、入札 手続きの役割分担が徹底されていない等)

- ・同時提出方式を拡げるなど入札制度を見直すべきではないか。
- ・「予定価格」に比べると「発注計画」は情報として軽く思われがちであるが、重要な情報であることをしっかり認識するべきではないか。
- ・技術提案書そのものを監督職員に交付するのではなく、例えば、施工計画打合せ時に技術提案内容を踏まえたポイントの概略(要点)をもって工事監督にあたる等の方法に変更するなど、技術提案書の管理を強化すべき。
- ・入札手続き等の役割分担が徹底されていない。見直すべきではないか。 等

3-4-2 コンプライアンス推進計画に基づく取組状況の点検

(1) 点検の項目・対象等(平成29年1月5日(木)~13日(金))

これまでのコンプライアンス推進計画に基づく取組を、現場でどのように実施していたのか、職員ひとり一人に届くものとなっていたか等について全ての官署(本局及び事務所等)を対象に点検した。

具体的には、コンプライアンス体制の状況、コンプライアンス・ミーティングの実施状況、e-ラーニングによるセルフチェック、コンプライアンス不祥事情報の活用など、職員のコンプライアンス意識の醸成・堅持を目指す取組となっていたかを点検した。また、入契委員会の運営方法や情報管理の状況も点検した。

(2) 結果

全ての官署において、コンプライアンス推進計画に基づく体制を取って おり、各取組も概ね計画どおり実施していた。

具体的には、コンプライアンス・ミーティング、e-ラーニングによるセルフチェック、コンプライアンス不祥事情報の活用については、ほぼ全ての職員を対象に実施できていた。

また、発注者綱紀保持ハンドブックは全官署において配布しており、コンプライアンス・ミーティング時等に活用できていた。また、毎日10分間ミーティングを行うなどの独自の好事例もあった。

しかしながら、コンプライアンス・ミーティングに一部の監督官詰所の 職員や併任者が参加していない例も見られた。

来訪者の応接については、オープンな場所で対応するためのカウンターの整備は概ね完了していた。カウンターの整備ができていない一部の所属では、職員が出向きオープンスペースで対応していることが確認できた。また、庁舎のスペースの問題で、事業者との打合せに利用できるオープンスペースが整備できていない一部の官署においては、会議室のドアを開放して対応していた。

また、各官署における入契委員会の運営方法については、ほとんどの部署で発注担当課長を参加資格審査時や評価点付与時に参加させていた。入札契約上の秘密情報については、ほとんどの部署で施錠できる書庫で保管されており、他の部署の職員が容易に見ることができない措置をしていたが、一部の事務所で他の部署と書庫を共用していたり書庫の施錠が徹底できていなかった。

なお、点検時に課題となったコンプライアンス・ミーティングの体制及び入札契約上の秘密情報の管理については、点検後、是正しており、また、入契委員会の運営についても、「入札・契約手続運営委員会運営要領の改正について」(平成29年1月25日付国部整契第824号、総務部長通知)により、発注担当課長を競争参加資格要件の審査(公告文審査)以外では参加させないよう見直した。

3-4-3 利害関係者との間のルールに関する理解度の点検

(1) 調査項目·対象等(平成29年1月5日(木)~20日(金))

第一事案が利害関係者との不適切な接触により起こっていることを踏ま え、利害関係者との間におけるルールについて、個々の職員にどのように 理解されているかを点検するため、全職員対象にe-ラーニングを実施した。

(2) 結果

国家公務員倫理規程で定める利害関係者との間における禁止事項等については、ほぼ全ての職員が理解していた。また、利害関係者からの供応接待を受けた場合の懲戒処分についても、ほぼ全ての職員が理解していた。しかしながら、具体的な禁止行為に関する設問の中で、香典のような儀礼的なものであれば、利害関係者から受け取っても問題ないという認識を示

した職員が約1割おり、また、採用された時の元上司(現在は利害関係者) は利害関係者との禁止行為の例外となる「私的な関係」であるという認識 を示した職員が約4割いるなど、ルールの認識に甘さが見られた。

3-4-4 コンプライアンス講習会の実施

今回の不正事案は、管理職員が起こしたものであることを踏まえ、管理職員等を対象に公務員倫理や情報管理の重要性について改めて認識させることを目的に、平成29年1月30日(月)から2月8日(水)にかけて、本局及び各ブロック毎にコンプライアンス講習会を実施した。

3-4-5 コンプライアンス保持の認識等に関する点検

(1) 点検の項目・対象等(平成29年1月30日(月)~2月10日(金))

今回の不正事案は、管理職員が起こしたものであることを踏まえ、管理職員等が日常どのようなコンプライアンス保持の認識を持ち、行動しているのか、現状を把握し、再発防止対策を検討するために、全ての管理職員及び工事及び建設コンサルタント等発注業務を担当する発注事務担当職員977名を対象に、面談式の個別聞き取り点検を行った。

(2) 結果

① 事業者との飲食

組織的な対応以外で、事業者等から飲食に誘われたことや見聞きしたことに関して、多くの管理職員等は「ない」と回答した。「ある」という回答も63件あったがいずれも、割り勘による飲食であったり、誘い自体を断ったりするなど適切に対応していた旨回答があった。

- ・事業者である元上司から飲食の誘いがあり、複数の職員と何度か飲食した が、割り勘であった。
- ・三十年以来の知人が民間企業に勤めているが、倫理規程に抵触しないよう に割り勘で飲食したことがある。
- ・転勤が決まったことで事業者から送別会に誘われたが断った。等

② 事業者等からの贈与

事業者等から金品等の贈与の話しを持ちかけられたことや見聞きしたことに関して、ほとんどの管理職員等は「ない」と回答した。「ある」という回答も10件あったがいずれも、その場で断ったり、郵送されたものに関しては、返送するなど適切に対応していた旨回答があった。

- ・工事検査の際に公共交通機関がないため事業者からタクシーの提供を持ち かけられたが断り、自ら用意したタクシーを利用した。
- ・展覧会の招待券の提供を持ちかけられたが、事情を説明し断った。
- ・事業者からフルーツが贈られてきたので、返送した。 等

③ 事業者等からの不当な働きかけ

事業者等から秘密情報の漏洩の依頼や便宜を図って欲しいといった不当な働きかけを受けたことや見聞きしたことに関して、多くの管理職員等が「ない」と回答した。「ある」という回答も46件あったが、いずれも不当な働きかけに応じた事実はなかった旨回答があった。事業者等の従業員からの不当な働きかけが少なからずあったことは、事業者等の組織としてのコンプライアンス意識が不十分であることがうかがえる。

- ・公告前の工事の発注時期を教えて欲しいと言われたが、断った。
- ・事業者である元上司から、発注業務の技術点を教えて欲しいとの話しがあったが、断り、事務所長に報告した。
- ・予定価格を教えて欲しいと言われたが、断った。 等

④ 不正が起きない職場環境

事業を推進していく中での事業者との対応で、不正につながるかもしれないと思うような土壌に関して、多くの管理職員等は「ない」との回答であったが、「ある」といった回答は158件あり、以下のような意見があった。

- ・災害対応時にとても協力的な業者や工事施工において高い成果をあげてく れた業者に対して、好意や恩義を抱いてしまう人は、いるのではないか。
- ・事業者に対しできる限り複数で対応しているが、少人数職場の場合、一人 で対応せざるを得ない状況がある。 等

また、ほとんどの管理職員等は、判断に迷ったときに職場に相談できる人が「いる」と回答しており、相談相手としては、本局幹部や職場の上司・同僚が多かった。しかしながら、「相談できる人はいない」もしくは「相談しない」という回答も23件あった。

3-4-6 検討委員会による検討(第4回、第5回)

(1) 第4回検討委員会(平成29年1月27日(金))

第二事案発生後の緊急職員集会及び緊急所属会議の実施状況や本局及び事務所等における点検等の実施状況の報告を受け、再発防止策の検討の方向性について審議を行った。

[主な意見等]

①コンプライアンス意識

- ・あの人なら難しい工事を的確に施工してくれるという善意から 出ているのかもしれないが、一方で公正な入札といった観点か らは、質的に踏み越えている。倫理的な規範意識の醸成が必要 であり、善意でズルズル進んでしまうことを押し止めさせる研 修内容が必要。例えば、生々しい具体的な内容など。
- ・今回の二つの事案の事実関係や原因を具体的な材料として、管理職向けの研修・講習で伝えていくべき。

②利害関係者との不適切な接触

- ・飲食ルールの認識に甘さがあったのではないか。
- ・割り勘であっても、入札手続期間中に関係事業者と飲食することについて、ルール強化の検討が必要。

③不正を未然に防げなかった職場環境

- ・第一事案では、利害関係者と頻繁に飲食を行っていた事実があるが、短期間でかなり多い回数なので、周りの職員は気がつかなかったのか、気がついていても注意や報告をしなかったのかを把握することが重要。
- ・第一事案では、接待を受けてしまい、その後の情報漏洩等の働きかけを断れなくなったと推察されるので、そうなるかならない段階で、本人や周りが「気づき」踏みとどまれる相談体制や内部報告制度を考えるべき。

④入札契約関係で知りうる情報の漏洩

- ・今回の事案を踏まえれば、入札書と技術資料等を同時提出すれ ば効果的である。
- ・技術提案書をはじめ情報価値の高い入札契約の情報については、 管理の徹底が必要。

(2) 第5回検討委員会(平成29年3月9日(木))

コンプライアンス保持の認識等に関する点検結果等の報告を受け、これまでの委員会での検討内容を踏まえた不正事案発生の要因及び再発防止策等について、取りまとめの審議を行った。

[主な意見等]

- ・業者に「借りを作るような土壌」に関しては、今後の研修や講習等で、職員に対し「負い目を感じるのではなく、倫理の方が 大切」と伝えていくことが大事。
- ・元上司から飲食に誘われると断りにくい面はあると思うので、 退職準備セミナーでの指導等は大事。
- ・事業者等へのルールの遵守の要請に関しては、事業者等に対し コンプライアンスの意識等が浸透するよう、十分に徹底してい くことが重要。 等

第4章 不正事案発生の要因

国土交通省では、工事の発注をめぐり、過去に不正事案が発生したことを 踏まえ、累次にわたり再発防止策を講じ、対策の強化を図ってきた。中部地 方整備局においても、発注者綱紀保持の観点から、「中部地方整備局発注者綱 紀保持規程」を制定・施行するとともに、年度毎に策定する「コンプライア ンス推進計画」に基づいて綱紀粛正・コンプライアンスの保持の取組をこれ まで進めてきた。

しかしながら、今回、かかる取組を率先垂範すべき管理職員が、自ら不正 行為に関わっていたことが明らかになったことは、国民からの信頼を裏切る ものとして極めて深刻な事態であり、中部地方整備局として事実を重く受け 止め、職員一丸となって再発防止に真摯に取り組まなければならないもので ある。

(今回の不正事案の特徴)

今回の不正事案は、公訴事実や公判における供述、対面による本人からの聞き取り等によって得られた不正事案の経過・背景に加え、中部地方整備局の管理職員等への個別聞き取り点検の結果などを踏まえれば、

- ・他の職員による不正事案への関与が認められなかったこと
- ・業務内外を問わず事業者との不適切な接触を個人的に重ねていたことが 不正の背景にあったこと 等

がうかがわれ、基本的に職員個人によって不正行為が行われたものと考えられる。

一方で、かかる個人による不正行為については、当該行為を看過することなく、端緒の段階で未然に食い止め、事後的に是正できるよう、組織として取組を一歩進めていれば、あるいは今回のような重大な結果には至らなかった可能性もあるのではないかとも考えられる。

(四つの発生要因)

これまで得られた事実経過や職員からの意見等の情報を整理すると、今回の不正事案の発生要因としては、以下の4点が挙げられる。

- ・コンプライアンス意識の大幅な欠如
- •「事業者等」との不適切な接触
- ・不正を未然に防げなかった職場環境
- 入札契約等の業務上知りうる情報の漏洩

以下、各々について具体的に示す。

4-1 コンプライアンス意識の大幅な欠如

4-1-1 コンプライアンス意識の欠如に繋がる「他人事」意識

今回、入札情報や技術提案書の秘密情報の漏洩を行った職員A、Bに、行為の違法性の認識について聞き取りしたところ、職員Aについては、事業者からの飲食接待について、「不安は多少あったが、深く考えなかった。」などと、倫理規範に対する意識の低さがうかがえた。また、職員Bについては、情報漏洩の見返りに商品券を贈られ、「一度は返そうとしたが結局使ってしまった、2回目は商品券を期待していた。」と供述しており、違法性の認識はあったにもかかわらず、金品の贈与を受けてしまったということで、コンプライアンス意識の大幅な欠如があったことがうかがわれる。

これまでもコンプライアンスの保持について意識の醸成を図ることを目的に、研修や講習会などの取組を実施してきたにもかかわらず、このような事案が発生してしまったことから、従来の研修等では、職員ひとり一人にとって、自分自身や自分の周囲にも起こりうることとして必ずしも十分に理解されず、どこか他人事と受け止められていたのではないかと考えられる。まずは、今回の事案を職員が自らの事として受け止め、危機意識を持って行動することが重要である。

→【参照】5-1-1 事案の事実経過等の周知による職員の危機意識の醸成

4-1-2 管理職員による不正行為

第一、第二事案ともに管理職員が起こした不正事案であることから、コンプライアンスの取組を率先垂範すべき管理職員のコンプライアンス意識の醸成が不十分だったと考えられる。

職員の意見でも、「第一、第二事案ともに今回の事案が職員を指導すべき立場である事務所課長及び副所長による非違行為であった点を重く受け止めるべき。」とあるように、改めて管理職員がリーダーシップを発揮して、進むべき方向を明確にし、率先垂範することにより、組織風土を変えていかなければならない。

→ 【参照】 5-1-2 コンプライアンス宣言等

4-1-3 研修等の量的・質的な不十分さ

これまでも、コンプライアンス推進計画に基づき、一部の研修においてコンプライアンスに関するカリキュラムを設け、あるいは本局職員が事務所等へ出向いて講習会を実施するなどして、職員がコンプライアンスに関する講義を受ける機会の確保に努めてきたところである。その際、コンプライアン

スの意識が希薄にならないよう、職員ひとり一人が自分の事として理解し行動するために、必要に応じて過去の事例を取り入れるなどの工夫をしてきたところである。

しかしながら、研修の受講頻度については、職員によって年に1回から数年に1回までバラツキがあることから、講習会など他の取組を含めても、全ての職員にコンプライアンスの意識の醸成を図るという観点では、量的に不十分であったことは否めない。また、研修等の内容についても、職員ひとり一人が自分の事として理解し、行動していく上での具体性に欠けていたのではないかと考えられる。

→【参照】5-1-3 研修等の見直し

4-2 「事業者等」との不適切な接触

4-2-1 業務外における事業者等との不適切な接触

第一事案においては、事業者との接触が、最初は割り勘による飲食であったものが、飲食を重ねるうちにルールを踏み外し、次第に事業者に飲食代を負担して貰うようになり、これが端緒となって不正行為を犯すこととなった。所属会議においても、「事業者との飲食を禁止すべき。」などの意見があった。一方、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程においては、割り勘であれば事業者と飲食することも可能であり、意識調査でも、「割り勘で飲食し、ルールを守りつつ、事業者等との良好なコミュニケーションを図っている職員もおり、一律に禁止とすることは妥当ではない。」との意見もあった。

しかしながら、不正事案の端緒が飲食であったことを鑑みると、改めて管理職員等において、事業者等との勤務時間外での飲食ルールが正確に理解されず、日々の行動の規範となっていなかったと考えられる。

→【参照】5-2-1 事業者等との飲食に関するルールの徹底

4-2-2 職場における事業者等との不適切な接触

第一事案では、不当な働きかけが勤務官署において行われたケースもあったことから、事業者と面談する時のルールが徹底できていなかったと考えられる。

e-ラーニングの点検結果からは、発注者綱紀保持規程にある事業者との応接ルール(オープンな場所で複数の職員で対応)についての職員の認識は高いものとなっているが、官署によっては、庁舎スペースの問題や体制上の課題もあり、オープンスペースの確保や複数の職員での対応が難しい場合もある。職員からも、「建設監督官は監督官詰所で複数の事業者と一人で対応するため、日々のやりとりを通じて親密になる可能性がある。」との意見があり、

このような職務環境の実態からも、事業者との応接ルールが徹底できていなかったと考えられる。

→【参照】5-2-2 事業者等との応接ルールの徹底

4-2-3 事業者等の不十分なコンプライアンス意識

今回は、いずれも事業者社員からの不当な働きかけが事案発生の端緒となっており、また、職員の意見や管理職員等からの聞き取りにおいても、事業者等からの「不当な働きかけ」が疑われる行為が少なからずあることがうかがえる。こうした状況から、事業者側におけるコンプライアンスの取組が十分に浸透せず、事業に関係する全ての従業員のコンプライアンス意識まで繋がっていなかったと言わざるを得ない。

第一事案においては、事業者社員も逮捕・起訴されており、事業者側においても、社員のコンプライアンス意識の不十分さが、組織全体への影響はもとより、社会に与える影響も大きいという認識を持ち、コンプライアンス保持の取組を不断に行っていくことが求められる。

→【参照】5-2-3 事業者等へのルールの遵守の要請

4-3 不正を未然に防げなかった職場環境

4-3-1 相談体制の確保等組織的な対応の不足

管理職員への聞き取りでは、ほぼ全員が不当な働きかけ等があった際に上司などの相談できる者が組織内にいると答えている。一方、職員Aは、「職場で信頼して相談できる人がいなかった。」と述べており、事業を進めるにあたり、事業者との対応で苦慮することも少なくない状況で、相談体制が不十分で、組織的な対応が出来ていなかったと考えられる。

また、事業を進める上で日常的に現場において発生する課題を職員が一人で抱え込んでしまうことが、事業者に無理な指示を行うこととなり、ひいては、そのことで事業者に恩義を感じて、事業者との癒着に繋がっていくことも懸念される。

職員からも、「(第二事案では、)事業を進める中で、事業者に対して恩義を感じるような業務のさせ方、処理のさせ方をしているような事業執行はなかったか、現場で一緒になって働いて連帯感が生まれたのか、職員から業者に対して無理なことをお願いすることで、貸し借りのような状況となり、そこが不正の端緒となったのではないか。」等の意見があった。

発注者と受注者は常に対等な立場であるという認識が薄れ、事業者に対して業務に係る無理な依頼や協力を強く求めることもあったと考えられ、また、そのことに対し注意喚起する等の事前の組織的な対応も不十分だったと考え

られる。

→【参照】5-3-1 事業者等との組織的対応の確保《事前対応》

4-3-2 内部での報告システムの形骸化

第一事案において職員Aは、頻繁に事業者との飲食を繰り返していたものの、周囲の職員が気づいて通報等するということはなかった。仮に、周囲の職員が気づいて、早期に通報等がなされていれば、不正行為の端緒段階で組織的に対応ができていたかもしれない。

現在の内部報告システムでは、報告にあたって報告者の氏名を記載することとなっている。また、弁護士を経由して内部の職員には氏名を明かさず通報を行う外部報告窓口も設けられているものの、弁護士には自分の氏名や所属を伝えることから、完全な匿名での報告とはなっていない。さらに、通報された情報がどのように扱われるかが職員に十分周知されていなかったため、通報者が組織内で不利益を被るのではないかと不安に思い、通報することをためらってしまった可能性もある。このため、第一事案の端緒において、仮に不審に感じた職員がいたとしても、今の通報制度の下では、通報を臆するところがあったであろうと考えられる。

職員からも、「内部報告者の情報が漏れ、不利益を被るのではないか、上司が疑わしい行動をしていたとしても、部下からは通報窓口へ相談や通報はしにくい。」等の意見があった。

→【参照】5-3-2 内部報告の匿名性確保等

4-3-3 端緒段階での組織的対応の不足

第一、第二事案ともに、事業者からの不当な働きかけが行われているにもかかわらず、本人から発注者綱紀保持担当者及び事務所長へ報告がなされていなかった。第一事案においては、既に供応接待を受けていたことにより、その段階で誰にも相談することができず、要求に応じてしまっていた。

早い段階で、発注者綱紀保持規程に基づく報告がなされていたならば、事後的であっても組織で対応することができたと思われる。不当な働きかけがあった後の、組織的な事後対応が不足していたと考えられる。

なお、管理職員等の認識点検でも、「不当な働きかけ」が疑われる行為に対して報告が十分になされていない状況が見受けられる。

→【参照】5-3-3 事業者等との組織的対応の確保《事後対応》

4-4 入札契約等の業務上知りうる情報の漏洩 4-4-1 入札契約方式等における不正の起こりうる余地 今回の二つの不正事案はいずれも、調査基準価格を含めた予定価格に関する情報(以下「予定価格等」という。)の作成担当課長及び課長補佐が、職務で知り得た情報を技術評価点とともに入札締切日以前に事業者に漏洩しており、技術評価点差から割り戻した落札可能な入札価格の設定が可能であったことが問題であると考える。

高知談合を踏まえた本省通知により、分任官(事務所)発注の一般土木C等級の工事においては、同時提出方式を適用しており、不正が発生しにくい入札契約手続きとなっている。第一事案では一般土木C等級ではない他の工種の工事で不正が行われたことから、事務所で実施している同時提出方式について、通常の方式に比べ、手続き期間がより長くなるなど、非効率となる点等も踏まえつつ、他の工種の工事への拡大を検討すべきである。また、第二事案では、本官(本局)発注の工事で不正が行われたことから、本官工事への適用も検討すべきである。

第一事案では、職員Aは技術審査担当ではないものの、競争参加資格審査(※)の段階の入契委員会に工事発注担当課長の立場で出席しており、ここで知り得た甲社の技術評価点及び他社との点差を漏洩した。

審査事項が当該現場の条件に合致するかを直ちに確認するなど、競争参加 資格審査の段階や入札後の入契委員会を円滑に進行するために工事発注担当 課長を参加させていたが、情報管理の徹底を図るうえでは体制の見直しが必 要である。

さらに、競争参加資格審査(地域要件審査)に必要な本店所在地欄なども、 事前に技術審査担当者が確認した上で、入契委員会資料ではマスキングを徹 底すべきであったと考えられる。

- →【参照】5-4-1 入契委員会の運営や入札契約方式の見直し
- ※入契委員会とは入札契約手続きにかかる工事等請負者の選定等について審議する内部委員会で、入札契約手続きを行う案件に対して、以下の3段階において実施している。
 - ①入札参加者を募集するための公告を行う前に参加要件等設定条件を確認する「公告 文審査段階」
 - ②入札参加希望者から技術資料が提出され、参加資格を満足しているか確認する「競争参加資格審査段階」
 - ③入札が終わり契約相手方を特定するに先立ち施工体制等に問題がないか確認する 「施工体制審査段階」

4-4-2 不十分な情報管理

第一事案では、職員Aは、建設監督官詰所において、競合する他社の技術 提案書を甲社及び乙社に漏洩した。入札契約手続きで提出された契約締結事 業者の技術提案書は、現場を監督する職員が提案内容の履行確認をするため に必要な書類であるが、各企業の知的財産が含まれていることから厳格に取 り扱わなければならない。

また、発注者綱紀保持規程では、発注事務に関する機密情報は、職員間であっても担当外の職員には教示等してはならないこととされているが、中部地方整備局では、職員間で他の職員に対して情報を求める行為については、いわゆる「不当な働きかけ」の報告の対象とはなっていない。情報管理の徹底の観点からは、こうした職員間の行為についても、組織として適切に把握し、対応するためのルール化を講じておくことが重要と考えられる。

→【参照】5-4-2 情報管理の徹底

4-4-3 入札契約手続きにおける積算と技術審査・評価の分離の徹底不足

第二事案は、平成24年度以前の事案であり、当時は本局の同じ課で積算と技術審査・評価が行われていたため、発注担当課長補佐であった職員Bは、予定価格と技術評価点を職務上知りうる立場であった。

現在は当時と異なり、積算と技術審査・評価の分離を図っているものの、本局が発注する一部の工事の技術評価については、工事発注担当課の職員が技術審査部門の併任となって技術提案書の評価を工事発注担当課内の仕切られたスペースで行っている現状にある。このため入札契約手続きにおける積算と技術審査・評価の分離の更なる徹底を図る必要がある。

→【参照】5-4-3 積算と技術審査・評価の分離

第5章 再発防止策

これまで得られた事実経過や職員からの意見等の情報をもとに第4章で整理した不正事案発生の要因を十分に踏まえ、このような不正事案が繰り返されることは決して許してはならないとの認識の下、再発防止策を講ずることとする。

まず、今回の二つの不正事案に共通するのは、職員本人のコンプライアンス意識の大幅な欠如であった。発注者綱紀保持規程や国家公務員倫理規程などのルールについて、知識として持っているだけでは決して十分ではなく、こうしたルールが設けられた背景やルールの意味を正確に理解した上で、常日頃から職員ひとり一人が危機意識を持ってルールを心がけ、日々の行動の規範としていかなければならない。このようにして職員ひとり一人がコンプライアンス意識を高めていくことこそ、こうした事案を二度と起こさないための対策の根幹となるものである。

その上で、今回の不正事案の発生を、結果として未然に止めることができなかったことを省みて、職員がコンプライアンス意識を高く持ち、日々実践し行動し続けられるよう後押しし不正が起こりにくい環境を整備することが、極めて重要かつ不可欠である。

上記のような視点に立脚し、今回の不正事案の再発防止策を整理したものが、以下の四つの柱である。

- ・職員のコンプライアンス意識の一層の醸成
- ・「事業者等」との接触に関するルールの強化
- ・風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり
- 入札契約関係の情報管理の徹底

以下、各々について具体的に示す。

5-1 職員のコンプライアンス意識の一層の醸成

5-1-1 事案の事実経過等の周知による職員の危機意識の醸成

(1) 事案の事実経過等の職員周知【新規】

今回の不正事案について、職員ひとり一人が危機意識を持ち、自らの心に身近な教訓として根付かせることが重要である。

このため、事案毎の事実経過等を職員向けイントラネットに掲示し、職員ひとり一人が身近な教訓としてこれを読み、自らのこととして認識し、危機意識を持って行動していくこととする。

さらに、事案を風化させることなく教訓として継承していくため、端緒

を含む要因や事実を具体化した教材を作成し、研修等で活用する。

5-1-2 コンプライアンス宣言等

(1) 組織としての「コンプライアンス宣言」の掲示【新規】

中部地方整備局において、二度とこのような不祥事を起こさないという 強い信念を恒常的に持ち、その信念が事業者等来所者にも理解されるよう、 組織としての「コンプライアンス宣言」を策定し、玄関や受付など職員及 び来庁者の目に付く箇所へ掲示する。

(2)「コンプライアンス宣誓」【新規】

より高い倫理意識を持つべき管理職員が行った不正事案であることを踏まえ、管理職員が、改めてコンプライアンスの取組を率先垂範し組織風土を変えていく必要がある。このため、管理職員は、就任時及びその後の異動の都度、「コンプライアンス宣誓書」を作成し、常にコンプライアンス意識を高く持って職務にあたることとする。

(3) コンプライアンス携帯カードの携行徹底【拡充】

職員ひとり一人が、国土交通省職員としての自覚と二度と不祥事を起こさないという信念を常に持って業務を遂行していくため、現行のコンプライアンス携帯カードに、「コンプライアンス宣言」を付加し、その携行を徹底する。

5-1-3 研修等の見直し

(1)研修等の量的・質的な充実【拡充】

コンプライアンス研修については数年に1回の受講となる職員も少なくない。研修や講習などは、職員の気づきや振り返りの機会となるので、全職員のコンプライアンス意識の浸透を図るため、本局職員が事務所等へ出向いて行うコンプライアンス講習会の実施回数を増やすことにより、全職員が年1回以上コンプライアンス講習を受けることとする。

また、現在、研修におけるコンプライアンス及び公務員倫理の講義は、新規採用職員及び係長・管理職員へ昇任した職員を対象とした研修で実施しているが、その他の研修(階層別の職員を対象とした教養課程及び専門課程の研修)でもコンプライアンスの講義等を実施する。併せて、コンプライアンス意識の十分な浸透を図っていくため、職務の階層や内容等に応じて留意すべき課題等を具体化した内容で研修・講習を実施する。

さらに、コンプライアンス講習会を拡充していくため、コンプライアン

ス・インストラクターの養成を図るとともに、コンプライアンス・インストラクターによる「コンプライアンス講習」について、ブロック毎に開催される各種会議に加え、本局で開催される会議の場も利用して実施する。

(2) e-ラーニングシステムの改良(復習機能の追加)【拡充】

公務員倫理や発注者綱紀保持に関する職員の知識と認識を向上させるため、e-ラーニングシステムを改良し、間違えた問題は正解するまで繰り返し出題される機能を追加し、復習が十分できるようにする。

5-2 「事業者等」との接触に関するルールの強化

5-2-1 事業者等との飲食に関するルールの徹底

(1) 事業者との飲食の届出【新規】

第一事案の端緒が飲食であったことを踏まえると、事業者等との接触機会も多く、より高い倫理意識が求められる管理職員等には、事業者等との勤務時間外の飲食ルールを十分に徹底していくことが求められる。このため、管理職員等が事業者等と飲食した場合には、飲食の金額に関係なく、事後に、相手方事業者等の氏名、日付、場所、金額等を書面により届け出ることとする。

5-2-2 事業者等との応接ルールの徹底

(1) オープンスペースにおける応接の徹底及び実効性の確保【拡充】

事業者等との応接にあたっては、公正かつ適正に行うとともに、国民の 疑惑や不信を招かないようにすべきであり、受付カウンター等のオープン な場所で複数の職員により対応することを引き続き周知・徹底する。

なお、庁舎のスペースの関係で難しい場合は、会議室等のドアを開放し、 外から見える環境で対応することを徹底する。

また、少人数官署における事業者等との応接については、複数の職員での対応が難しい場合があるため、全ての事業者等に対し、受付名簿に企業名、氏名、理由等の記入を求めた上で応接することにより、応接ルールの実効性を確保する。なお、受付には来訪者の理解を得られるよう受付名簿への記入の趣旨(コンプライアンス保持の観点)を掲示する。

5-2-3 事業者等へのルールの遵守の要請

(1) 事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請等【拡充】

管理職員等からの聞き取り結果において、事業者等の従業員から秘密情報の漏洩の依頼や便宜を図ってほしいといった不当な働きかけが少なから

ずあったことを踏まえ、事業者等に対して、事業に関係する全ての従業員にコンプライアンスの意識が浸透するような体制の確保や取組の徹底を求めていく必要がある。

このため、事業者に対し、中部地方整備局コンプライアンス推進計画を 周知徹底し、従業員がルールに反する働きかけ等を行わないよう指導する など、各社のコンプライアンス体制の確立や取組の一層の推進を要請する。

(2) 有資格者業者への競争参加資格認定通知時の周知【拡充】

競争参加資格の認定通知時に、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール 等の取組を記載したリーフレットを同封し、事業者等に周知する。

(3) リーフレットの掲示の徹底【拡充】

各所属のカウンター等、全ての応接対応箇所に、発注者綱紀保持規程に 定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットの掲示を徹底する。

(4) 退職準備セミナーにおける指導【新規】

退職者が再就職によって「利害関係者」となることもあることから、退職準備セミナーにおいて、退職後もコンプライアンス意識を堅持するよう 指導する。

5-3 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり

5-3-1 事業者等との組織的対応の確保《事前対応》

(1) 事業者等との対応方法等で迷った時の相談体制の確保【新規】

事業の執行など業務にあたる上で日常的に現場で発生する課題に、ルールを遵守しながら迅速かつ適切に対応するためには、各部長、事務所長等がリーダーシップを発揮し、職員が一人で問題を抱え込むことのないよう、組織内で相談できる体制を確立することが、結果として事業者と不適切な関係になることを防ぐことに繋がると考えられる。

このため、部長、事務所長を補佐する立場にあり、日頃から職員と接する機会の多い本局及び事務所の幹部職員(各部次長クラス、事務所の副所長)を職員の相談相手として指定し、組織的対応が図られる体制を確保する。相談相手として指定された幹部職員と職員は、日頃から相互にコミュニケーションの充実を図るように心がけ、各部長、事務所長等の指導の下、職員が抱えている課題を早期に組織として把握し、適切に対応する。

(2) 具体的な対応例等の組織的な共有【新規】

上記(1)の相談相手となる副所長を局全体でサポートするため、現場で発生する具体的事例の対応方法について、実務経験者の体験談や学識経験者からの法規制上のアドバイスなどを参考としつつ意見交換を行う事業連絡会議を開催する。これにより、事業執行マネジメントを担い、職員からの相談の相手となる副所長を支援する体制を構築する。

5-3-2 内部報告の匿名性確保等

(1) 匿名性を確保した通報の拡充【拡充】

不正行為を見知った職員が、組織を守るために勇気を持って通報を行うことができるようにするため、匿名での通報ができる新たなシステムを構築するとともに、通報された情報がどのように扱われるかを職員に周知する。

5-3-3 事業者等との組織的対応の確保《事後対応》

(1) 端緒段階で不正を摘み取る組織的対応の確保【新規】

事業者等と飲食を共にした時に、自らの飲食代の支払うことができず結果的におごられてしまったような状況や、事業者等から金品が一方的に贈られてきた場合などの端緒段階で、国家公務員倫理規程を守らせる組織的な対応を確実に実施することが、その後の事業者からの不当な働きかけを招きにくくする職場環境を作ることに繋がると考えられる。端緒段階で不正を摘み取るため、新たにコンプライアンス推進室長(事務所の副所長等)を中心とする体制を確立し、端緒段階での対処方法を予め職員に指導するとともに、そのようなことが起きた際には、事業者等に対して適正に対応できるようにする。

また、事業者等から不当な働きかけを受けた場合における報告をしやすくするために、報告先としての発注者綱紀保持担当者に事務所長等を追加する。

5-4 入札契約関係の情報管理の徹底

5-4-1 入契委員会の運営や入札契約方式の見直し

(1) 入契委員会の運営の見直し【実施済み】

第一事案では、事務所の入契委員会の構成員に工事発注担当課長が入っていたため、競争参加資格審査の段階で技術評価点を知ることができた。 そこで、業務上技術評価点を知る必要のない工事発注担当課長は、情報管理の観点から、公告文審査段階の入契委員会のみ出席することとし、構成 員を限定化した。

また、第一事案においては、競争参加者名や同種・類似工事(※)の施工 実績を示す工事名称等のマスキングを実施していたが、本店所在地から企 業名の推測が可能となったため、情報のマスキングについて周知徹底を行 った。

※ 競争参加資格の要件や、総合評価方式にかかる技術評価のため、発注工事と同等 の工事実績を求めるもので、発注工事と同じ種類、規模等であるものを同種工事、 同種工事ではないが類似の内容で一定に発注工事が施工できるものを類似工事とい う。(入札説明書等において具体に条件を明示している。)

(2)技術評価点の審査時期の後倒し【実施済み】

競争参加資格審査の段階の入契委員会で、技術評価に関する資料も提示されていたため、入札前に技術評価点差を知ることができた。そこで、入札前には技術評価点に関する情報を知り得ないよう、入札後の入契委員会で技術評価に関する審査を行うこととした。

(3) 同時提出方式の適用工種等の拡大【拡充】

第一事案の対象となった工事では、競争参加資格審査の段階の入契委員会で本店所在地が資料に掲載されていたことから、企業名の推測が可能であったため、技術評価点から確実に落札できる入札金額が算出でき、情報の漏洩につながった。現在、高知談合を踏まえた本省通知に基づき、同時提出方式は、事務所で発注する施工能力評価型の6千万円以上3億円未満の一般土木C等級の工事に適用しているが、今回の事案に鑑み、全工種への適用の拡大を試行する。これにより、技術評価点から確実に落札できる入札金額を算出することが不可能となり、より不正が発生しにくい入札契約手続きとなる。

また、第二事案は本局で発生したことから、本局で発注する全工種の工事においても同時提出方式の適用に向けた検討を進め、準備の整った段階で試行する。

5-4-2 情報管理の徹底

(1)予定価格等の積算にかかる情報管理の厳格化【拡充】

第一事案、第二事案とも、従前の土木積算システムにおいて、発注担当 課長及び課長補佐が入札締切日以前に予定価格等を把握できたことも要因 であることから、入札締切日以前に予定価格等が把握できないよう、土木 積算システムを改良する。

(2) 技術審査データの管理の厳格化【拡充】

これまで、本局における技術審査データ(技術資料、技術提案書)については、契約課、技術審査担当部署において、それぞれで管理されていたが、今後、これらを一元管理するための技術審査支援システム(仮称)を構築し、審査のプロセス毎にアクセス権限を付与するとともに、併せてアクセスログ保存等を行うことでセキュリティ強化を図る。

(3) 技術提案書の情報管理の強化【実施済み】

本局発注工事の現場における履行確認のために事務所に渡している契約締結事業者の技術提案書の情報管理が徹底されていなかったことから、事務所等における技術提案書の情報管理の厳格化を図るため、担当職員に技術提案書の情報管理の重要性を認識させるとともに、本局から事務所等への技術提案書の送達方法及び事務所等における管理、処分等の取扱いを定め、情報管理の厳格化を行った。

(4) 情報セキュリティポリシー手順書の改定【実施済み】

上記(1)から(3)の情報管理の徹底について、中部地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書に反映し、職員への周知徹底を図った。

(5) 発注担当職員の情報管理の徹底【拡充】

発注担当職員は、発注に関する秘密を保持しなければならないこととなっているが、組織としてその情報管理を徹底するため、発注担当職員に対して担当外の職員から情報を求める行為についても、いわゆる「不当な働きかけ」に当たることとし、発注者綱紀保持担当者への報告対象とする。

5-4-3 積算と技術審査・評価の分離

(1) 本局発注工事における分離体制の確保【拡充】

第二事案発生当時、競争参加者から提出される技術資料等のマスキングは行っておらず、また、発注担当課で積算と技術審査・評価を行っていたこともあり、予定価格等と技術評価に関する情報の両方を業務上知ることができた。現在は、高知談合を踏まえた本省通知によりマスキングが徹底されているが、技術評価については、工事発注担当課の職員が技術審査部門の併任となって一部の工事の技術提案書の評価を工事発注担当課内の仕切られたスペースで行っていることから、情報管理の更なる徹底を図るため、技術提案書の評価を専門の技術審査担当部署で行い、積算と技術審査・評価の完全分離を図る。

5-5 再発防止策のフォローアップ

上記の再発防止策については、中部地方整備局のコンプライアンス推進計画に位置づけ、取組を推進するとともに、進捗状況や効果等を検証し、必要な見直しを行う等、適切にフォローアップをしていく。

また、再発防止策を一般監査実施計画の監査項目に加え、内部監査を実施する。

第6章 おわりに

二つの不正事案は、基本的には個人の責に帰すべきものではあるが、検討委員会では、中部地方整備局の組織内に潜在していた問題が露呈したのではないかといった視点から、強い危機感を持って、これまでのコンプライアンスに関する取組の点検等を行い、事実経過や職員からの意見等を考察し、その発生要因を徹底的に分析した上で、二度とこのような不正事案を起こさせないため、

- ①職員のコンプライアンス意識の一層の醸成
- ②「事業者等」との接触に関するルールの強化
- ③風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり
- ④入札契約関係の情報管理の徹底

という四つの柱から構成される再発防止策を取りまとめた。

これらの再発防止策を強い決意を持って実行し、コンプライアンスの保持を徹底していくことが、中部地方整備局に求められている。そして、再発防止策を活かしていくのは、職員ひとり一人の自覚と実践にほかならない。この事態を決して他人事にせず、自らの事として真正面から向き合い、より高い倫理意識を持つ組織となるための契機として取り組んでいくことが強く求められる。これらの真摯な行動を積み重ねていくことが、損なわれた国民からの信頼を回復し、地域の信頼を取り戻していく唯一の道である。

なお、検討委員会は、今後の裁判の推移を注視し、新事実が判明した場合には、再発防止策の見直し等も含めた検討を実施していくものであることを申し添える。

(別紙)

「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」 (平成28年10月3日)

委員長 塚原浩一(局長)

有識者委員 渥美 雅康(入札監視委員会委員長/弁護士)

後藤 澄江(入札監視委員会第一部会長代理/日本福祉大学大学 院教授)

熊田 均 (コンプライアンス・アドバイザリー委員会委員長 /弁護士)

行政委員 石塚 孝 (副局長)

守屋 正平 (副局長)

柘植 紳二郎 (総務部長)

岡村 次郎 (企画部長)

横山 克人 (建政部長)

児玉 好史 (河川部長)

河南 正幸(道路部長)

中﨑 剛 (港湾空港部長)

小山 貢美雄(営繕部長)

伊藤 功 (用地部長)

事務局 南 直人(適正業務管理官)